

診断書作成医の要件について

(山口県肝炎治療特別促進事業事務取扱要領)

1. B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療

病 名	診断書作成医の要件
【初回治療】 (新規申請) ・ B型慢性肝炎 ・ B型代償性肝硬変 ・ B型非代償性肝硬変	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ <u>山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医</u>

(注意) 更新申請については、診断書作成医の要件を設けていません。

2. C型慢性肝疾患のインターフェロンフリー治療

病 名	診断書作成医の要件
【初回治療及び再治療】 ・ C型慢性肝炎 ・ Child-Pugh分類AのC型代償性肝硬変	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ <u>山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医</u> (注意) 再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の意見書が必要です。
【初回治療】 ・ Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変	・ 日本肝臓学会肝臓専門医 ・ <u>山口県が指定する肝炎研修会の受講を修了した日本消化器病学会消化器病専門医</u>

(注意) Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変【再治療】については、診断書作成医を肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医に限定しています。